

みどり通信

第162号 2009. 3. 5

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● FX2活用事例	P7
● 税務	P3	● これからの研修	P8
● 一倉 定 経営心得	P4	● あとがき	P8
● 社会保険	P5	● 営業カレンダー	P9
● 生命保険	P6		



ここ1年で、事務所近くの403号線の町並みも変わりました

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

3月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、3月3日のホームページ掲載のものからです。

『借入金返済の2年間凍結…』

100年に1度という昨今の大不況から脱出するには、景気浮揚策の総動員が必至です。特に中小企業の資金繰り悪化は深刻であります。

そこで、中小企業診断士・金融コンサルタントの中村中氏が、雑誌に次のような提言を書かれています。

…ここで金融当局に中小企業の借入金の返済を最長2年間凍結する緊急施策の実行を提案したい。

これは実質的に地域金融機関による中小企業への出資に該当するものであり、金融庁のガイドラインに基づく手法で実現可能である。

本施策の結果、据え置かれた借入には利息が付加され、この手元資金を中小企業が有効に活用するインセンティブがはたらくものと思われる。



「借入金返済一斉凍結」のスキーム

- ① 一定期日(例えば平成21年5月末日等)を期して中小企業の借入金返済を6ヶ月間凍結する。(企業側が返済を希望する場合を除く)
- ② その後6ヶ月以内に、約5年間の経営改善計画を作成し、2年後に借入金合計の返済財源が明確な企業に対しては、以後1年6か月間(通算2年間)の借入金返済の凍結を行う。
- ③ 2年後からは、従来と同様な返済を復活する(金融機関の引当金の積み増しが生じる場合は金融庁検査において斟酌)

最長2年間の返済猶予は、実質的に地域金融機関による出資金と考えられ、借手の中小企業は厳格な情報開示を行う必要がある。

2年後の返済スタート時までに策定する5年間の経営改善計画は客観性が求められる…

今、緊急特別保証での融資制度が創設され、借り入れ実行されている中小企業が増えておりますが、あくまでも新たな借り入れでありその返済は後にしわ寄せがいっているだけ。一時しのぎになるにしても、実質的には何の解決にもならないのが現実であります。

それよりも、中村先生の提言のように現在の借り入れ返済を一定期間凍結しその間に策定した経営改善計画を実行することによって本来の経営に近づける努力をするというのは意義のあることであります。

ぜひ、金融当局が一日も早くこの提言を実行していただきことによって、中小企業が活力をとりもどすきっかけとさせていただきたいものであります。

税理士 山 口 昇

退職者への金銭その他の利益供与の課税について

あつという間に3月ですね。昨今の経済環境の影響や、また、年度末ということもあり、異動や退職の多い時期になりました。今回は、退職者が受ける金銭の支払い・経済的利益の供与のうち、少し特殊なケースで受け取る場合の課税関係について、国税庁発表の中からいくつかご紹介したいと思います。

◇定年退職者に対する海外慰安旅行

旅行の内容が、永年勤続者表彰制度と同様の内容に基づくもので、社会通念上相当と認められるものは非課税となります。

それを上回っているものは、退職所得に該当します。

◇定年前退職者等に支給する転身助成金

退職後に新たに再就職又は自営しようとする社員への助成を目的とした会社の転身助成金制度から、資格・技能の習得のための講座の受講や試験の受験に要した費用について支給を受けた場合は、

退職前（雇用関係継続中）に支給確定のもの…給与所得として課税

退職後（雇用関係終了後）に支給確定のもの…雑所得として課税として取り扱われます。これは、使用者の業務遂行上の必要に基づいて、使用人としての職務に直接必要な資格・技術の習得目的のものとは異なりますので、非課税扱いにはなりません。

◇死亡後に支給の確定した退職金の改訂差額

例えば、3月末に退職し、8月にお亡くなりになってしまい、その後12月に退職金の改訂差額を会社から遺族の方が受け取るような場合ですが、この場合は相続財産とみなされる退職手当金として相続税の課税価格の計算の基礎となりますので、亡くなった方の所得税の計算においては課税されないことになります。

以上、受け取る側から見た場合に注意が必要な点について列挙してみました。

支払側（雇用者）としては、退職所得の受給に関する申告書の備え付けや源泉徴収など、漏れの無いように気をつける必要があります。（退職金を分割で支払う場合は、まず全体での源泉税額を計算し、各支払の際にその割合で按分して徴収、納付することになります。）また、上記で給与所得課税とされるケースなども通常の給与計算・源泉徴収に影響が出てきますので、要注意です。不明な点は、各担当スタッフまでお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸

一倉定の経営心得シリーズ

その九十九

優れた社長は、部門業績の不振は自らの責任として反省し、業績向上を必死で考える。ボンクラ社長は、部門の長の責任として、これを責め、自らは必死で考えようとしてない。

「部門の業績は、その部門の長の責任である」という考え方は全くの誤りで、見当違いもはなはだしい。というより、社長の責任回避以外の何ものでもないのだ。

優れた社長は、部門業績の不振は自らの責任として反省し、業績向上を必死で考える。ボンクラ社長は、部門の長の責任として、これを責め、自らは真剣に考えようとしてない。

考えてみていただきたい。部門の長に自らの意志でいったい何が決められるというのだ。その部門の事業も、商品構成も、価格も、人的資源の数も、テリトリリーも、そして事業方針自体、基本的に社長が決めているのだ。いや、「自由にやらせているから」という人がいるかも知れないが、その自由とはすべて右のような枠組みの中での活動の自由なのだ。

社会保険



介護保険料率が平成21年3月1日から変わりました

3月分からの介護保険料率は、1.19%となります。

政府管掌健康保険の介護保険料率が、平成21年3月分保険料（4月納付期限分）から、1.19%（現在は1.13%）となります。



（注）健康保険組合に加入されている方の保険料率は、加入されている健康保険組合によって異なりますので、別途ご確認いただくようお願いします。

●当事務所PX2（TKC給与システム）をご利用の方

平成21年3月版のTKCプログラムCD-ROMに、当改定に対応したプログラムを搭載します。当プログラムに更新することで、平成21年3月（4月納付期限）の給与（賞与）から改定後の介護保険料率に自動更新して介護保険料を計算します。（政府管掌健康保険の場合）



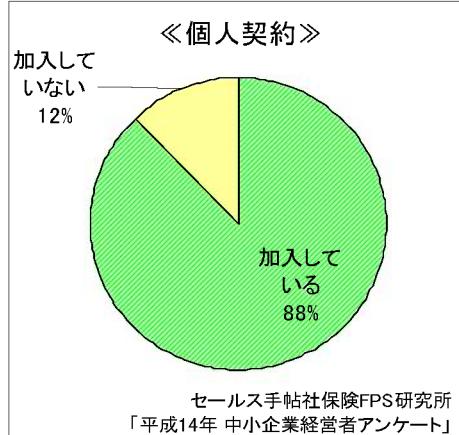
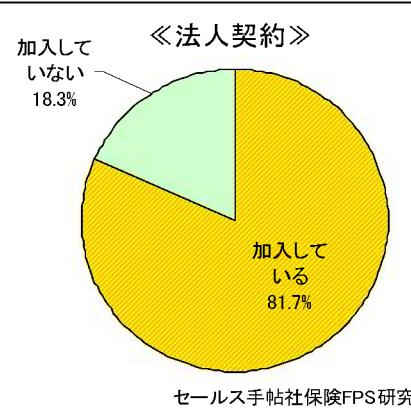
今回のテーマ

法人契約と個人契約



経営者の多くは、下記の表のように会社を契約者とした「法人契約」と自分自身を契約者とした「個人契約」の両方に加入しています。法人契約と個人契約では保障の対象となる方が同一でも加入目的は大きく異なります。

今回は、法人契約と個人契約の主な目的と加入している主な保険商品を整理してみました。



●契約形態別にみた加入目的は？

<法人契約の加入目的>

- ◆死亡退職金・弔慰金準備
- ◆運転資金確保
- ◆勇退退職金準備

など

<個人契約の加入目的>

- ◆遺族の生活保障のため
- ◆医療費・入院費のため
- ◆葬式代のため

など

【法人契約に多い保険商品】

- 定期保険
- 長期平準定期保険
- 遞増定期保険
- がん保険

【個人契約に多い保険商品】

- 定期保険特約付終身保険
- 終身保険
- 収入保障保険
- 医療保険

今回は、法人契約と個人契約の主な目的と加入している主な保険商品を紹介いたしました。経営者の皆様は色々な保険会社の複数の保険に加入しているケースが多いですが、加入目的に合わせて法人契約と個人契約に分けて加入することが重要です。ご自身が加入している保険をぜひ一度整理してみましょう。

具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

FX2活用事例 2009年 第2回

FX2で資金繰り計画表の作成を行いませんか！？

A社の場合

今まで社長は頭の中で「今日売った商品の売上代金はいつ入金されるのか」とか「この仕入れ商品はいつ支払えばよいのか」「月末には借入金の返済がある」といったことはある程度はエクセル等で別途管理していました。しかし最近、**売上が激減し、資金繰り計画表を作成し管理する必要性**に気付きました。そこで今まで活用していなかったFX2の資金管理機能を使い、日々の伝票入力時に売掛金、未収入金、買掛金、未払金の入力仕訳と連動する機能を使うことにより別途エクセル等の管理をやめて効率的に資金繰り計画表が作成出来るようになりました。その結果、**簡単にかつ正確に管理できるため、資金繰り計画表からこのままでは数ヶ月後に運転資金が足りなくなることに気づき、今後の資金改善について速やかに対応できました。**

決断が早く出来た一つの要因として資金繰り計画表を作成したことが挙げられます。

資金繰り計画表とは・・・

毎日、毎週、毎月の収入（経常収入）と支出（経常支出）の状態を表したもの。FX2の資金繰り計画表では月初の資金有り高を除いた毎月の経常収入でどこまでの支出を賄っているかがわかります。

区間	区分	合計	2010年7月	2010年8月	2010年9月	2010年10月	2010年11月	2010年12月
1. 経常収入		35,801	28,921	3,400	1,580	300	1,300	300
2. 経常支出		82,911	51,972	24,876	1,921	1,392	1,382	1,366
3. 過不足(A)		-47,108	-23,049	-21,476	-341	-1,092	-82	-1,066
4. 経常収支比率		43.2	55.7	13.7	82.2	21.5	94.1	21.9
5. 決算設備等支出								
6. 再差引計(R)		-47,108	-23,049	-21,476	-341	-1,092	-82	-1,066
7. 借入金返済		22,494	3,749	3,749	3,749	3,749	3,749	3,749
8. 資金運用等		1,100	300	200	200	200	200	200
9. 再差引計(C)		-70,702	-27,098	-25,425	-4,290	-5,041	-4,031	-4,815
10. 初期資金有り高		57,401	55,803	30,377	26,087	21,046	17,014	12,189
11. 借入金調達		20,000						
12. 他の財務等収入		5,500						
13. 月末資金有り高		55,803	30,377	26,087	21,046	17,014	12,189	

再差引計(C)では「経常収入」で「経常支出」と「決算設備等支出」を支払い、さらに「借入金を返済し」「預金まで行っている」か否かが分かります。
過不足(A)から再差引計(C)まで不足が生じた場合、「当初(月初)資金有り高」で賄っているか、それとも「借入金の調達」、「預金の取崩」等も行っているかが分かります。

資金繰り計画表を見て何ヶ月後かに月末資金有り高が不足していればなんらかの対策を早めに講じることができます。

これからの研修

『ツキと運を身につける成功法・パート2』セミナー 加茂市産業センター

4月25日（土） 9:00～12:00

講師：西田文郎氏



あとがき

受験生のいる我が家では、家族みんなで予防接種を受け、手洗いうがいを励行しています。

みなさんもよくご存じかと思いますが、インフルエンザ対策で有効だといわれているのが、

- ① 体調を整えて抵抗力をつけ、ウイルスに接触しない
- ② 部屋の室温を上げすぎない（18～20°C）
- ③ 部屋の湿度を50%以上に保つ
- ④ 外出後の手洗いとうがいの励行

です。

温度を上げるのもっとも手っ取り早いのは、洗濯物の部屋干し。加湿器を使うときは扇風機で空気の流れをつくるのがポイント。

マスクもガーゼより、不織布の風邪用が効果的だそうです。

わが子の通う中学校では、インフルエンザB型が流行中。まだまだ注意が必要なようです。

吉村みゆき

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべ

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp